○熊本市香りの森条例施行規則〔みどり政策課〕

平成17年３月24日

規則第34号

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市香りの森条例（平成17年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用手続）

第２条　条例第３条第１項前段の規定により使用の許可を受けようとする者は、熊本市香りの森使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書は、使用日の７日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

３　市長は、第１項の申請書を審査し、香りの森の使用を適当と認めたときは、当該申請者に熊本市香りの森使用許可書を交付するものとする。

（令６規則68・一部改正）

（使用許可変更申請書等）

第３条　前条の規定により許可を受けた者が条例第３条第１項後段の規定により当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、熊本市香りの森使用許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書は、使用の許可を受けている日又は変更して使用しようとする日のいずれか早い日の３日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

３　市長は、第１項の申請書を審査し変更を適当と認めたときは熊本市香りの森使用変更許可書を交付するものとする。

４　条例第３条第３項の規定により使用を許可しない決定をしたときは熊本市香りの森使用不許可通知書を、使用の許可を取り消す決定をしたときは熊本市香りの森使用許可取消通知書を交付するものとする。

（令６規則68・一部改正）

（遵守事項）

第４条　香りの森を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　危険物を持ち込まないこと。

(2)　火気を使用しないこと。

(3)　秩序又は風紀を乱すような行為をしないこと。

(4)　係員の指示に従うこと。

(5)　その他市長が管理上必要と認める事項

２　前項第２号の規定にかかわらず、条例第３条に規定する使用の許可を受けた者は、許可及び許可に付した条件の範囲内で火気を使用することができる。

（令６規則68・一部改正）

（書類の様式等）

第５条　この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（令６規則68・追加）

（雑則）

第６条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令６規則68・旧第５条繰下）

附　則

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（令和６年９月26日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。